

1 駐留軍用地跡地の利用状況（概要）

昭和36年1月1日から平成21年3月31日までに返還された駐留軍用地は、12,313.1ヘクタールとなっています。

そのうち、公共事業により整備されたもの（実施中及び計画中のものを含む。）は4,479.5ヘクタールで、返還面積の36.4パーセントを占めています。

利用形態では、まず、個人、企業による利用が3,822.8ヘクタールで31.0パーセント、次いで、保全地が3,529.5ヘクタールで28.7パーセント、公共の利用は2,534.5ヘクタールで20.6パーセント、自衛隊の利用は486.5ヘクタールで4.0パーセント、米軍への再提供が320.0ヘクタールで2.6パーセント、また、利用困難地等については1,619.8ヘクタールで13.2パーセントとなっています。

返還された駐留軍用地は、主に土地区画整理事業や土地改良事業等の公共事業や民間による開発が行われており、都市地区の住宅地や商業地の確保、必要な公共施設の整備、農地または工業用地としての利用等により地域振興に大きな役割を果たしています。

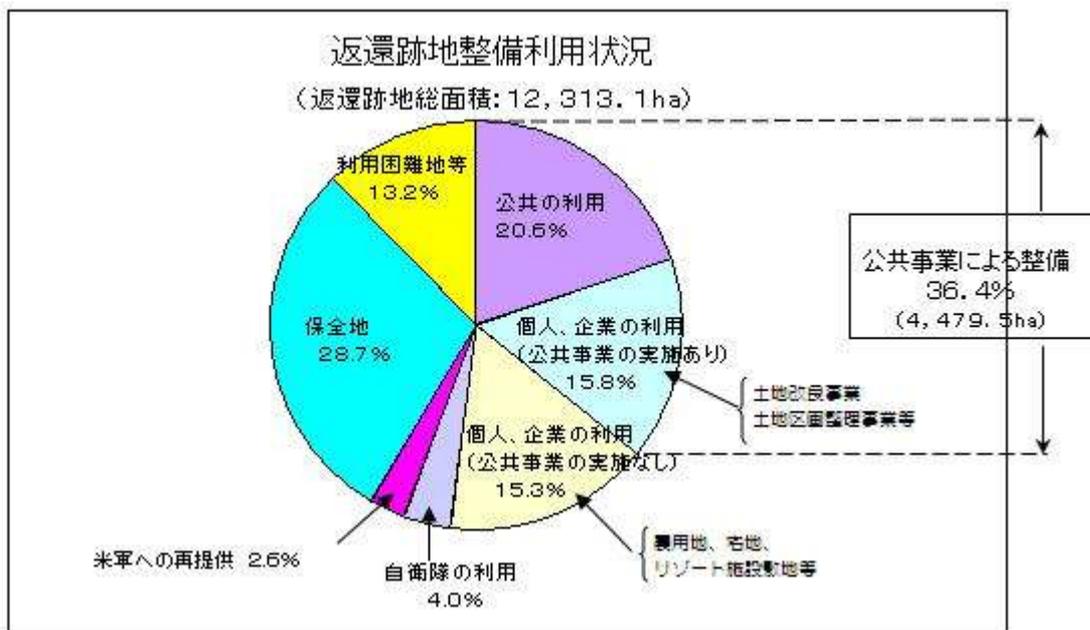
返還面積	公共事業の実施状況							
	完了		実施中		計画中		合計	
	返還面積	%	返還面積	%	返還面積	%	返還面積	%
12,313.1	4,230.9	34.4	201.0	1.6	47.6	0.4	4,479.5	36.4

平成21年3月31日現在（単位：ha, %）

公共、個人、企業、自衛隊、米軍再提供、保全地等の利用の別													
公共の利用		個人、企業の利用				自衛隊の利用		米軍への再提供		保全地		利用困難地等	
		公共事業の実施あり		公共事業の実施なし									
返還面積	%	返還面積	%	返還面積	%	返還面積	%	返還面積	%	返還面積	%	返還面積	%
2,534.5	20.6	1,945.0	15.8	1,877.8	15.3	486.5	4.0	320.0	2.6	3,529.5	28.7	1,619.8	13.2

資料：県（企画部企画調整課）

2 返還跡地整備利用状況（総括表）



(1) 公共事業による整備

公共事業により整備対象になっている跡地は4,479.5ヘクタールで、返還面積の36.4パーセン

トを占めています。そのうち、4, 230. 9ヘクタールは事業が完了しており、事業実施中が201. 0ヘクタール、事業計画中は47. 6ヘクタールとなっています。北部地域では、土地改良事業、農地開発事業、水資源、道路整備等の事業が実施され、また、中南部地域においては宅地開発や公共施設用地の需要が高く、都市地域を中心に、土地区画整理事業や公共施設整備事業が主に実施されています。また、都市近郊の農村地域では、土地改良総合整備事業や農業基盤整備事業等が実施されています。

(2) 公共の利用

公共の利用は、2, 534. 5ヘクタールで、返還面積の20. 6パーセントを占めています。国、地方公共団体、公社、公益団体等による道路やダム用地等の各公共施設用地等、公共の利用に供されています。

(3) 個人、企業の利用

個人、企業の利用は、3, 822. 8ヘクタールで返還面積の31. 0パーセントを占めています。そのうち、公共事業が実施されたものが1, 945. 0ヘクタールで15. 8パーセント、それ以外が1, 877. 8ヘクタールで15. 3パーセントとなっています。

(4) 自衛隊の利用

米軍から引き継がれ、自衛隊基地として利用されている跡地は486. 5ヘクタールで、返還面積の4. 0パーセントを占めています。その多くは南部地域に集中し、航空自衛隊那覇基地(那覇空軍・海軍補助施設)、航空自衛隊知念高射教育訓練場(知念第2サイト)、航空自衛隊久米島分屯基地(久米島航空通信施設)等があります。

(5) 米軍再提供

米軍からの返還後、再度米軍に提供された跡地は320ヘクタールで、返還面積の2. 6パーセントを占め、その大部分が北部地域の北部訓練場です。

(6) 保全地の利用

保全地として利用されている跡地は3, 529. 5ヘクタールで、返還面積の28. 7パーセントを占めています。その大部分が北部地域にあり、自然環境保全林、水源涵養林、災害防備林等良好な自然環境の保全が図られています。

(7) 利用困難地等について

跡地利用の困難な土地、利用未定地等は1, 619. 8ヘクタールで、返還面積の13. 2パーセントを占めています。跡地関係市町村においては、地権者との調整等、可能な限り跡地の有効利用の推進に努めているところではありますが、地形的に使用が困難であったり、離島のため開発が困難なこと(渡嘉敷村の前島訓練場)、地権者の合意形成に時間を要すること、細切れ返還等の理由により有効利用が図りにくい状況にあります。

▲[ページの最初に戻る](#)